

令和 8 年 9 月 1 日

お客さま 各位

「当座勘定規定」等の一部改定について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

広島県信用組合では、令和 8 年 9 月 30 日（水）をもちまして、手形・小切手の最終振出期限の設定ならびに他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了することに伴い、各種規定を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定、普通預金規定（無利息型普通預金規定を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金、代金取立規定

2. 改正内容

別添の[新旧対照表](#)をご参照ください。（変更する条項のみ記載しております。）

3. 改定日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

以上

ご不明点などは、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

（お問い合わせ先） 広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

